

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第35号

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表投票管理者の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「12,000円」を「13,000円」に改め、同表開票管理者の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表投票立会人の部中「12,000円」を「13,000円」に、「6,000円」を「6,500円」に改め、同表期日前投票立会人の部中「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「5,500円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「9,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。